

(婦人民主クラブ「ふえみん」2021年4月25日)

国際人権法は進化し続ける

1月8日、ソウル中央地方法院が日本軍「慰安婦」被害者らの訴えを認め、日本国に賠償を命ずる判決を宣告した。被害者の女性たちは人生の終盤において、ようやく日本に対する法的権利を裁判所に認めさせた。

日本政府は2000年に日本軍「慰安婦」被害者らが米国裁判所に日本を提訴したときには裁判に参加して却下申立書を提出したにもかかわらず、今回は韓国の裁判権に服することはできない(=主権免除)として無視した。

そのため、日本の「主権免除」の可否がこの裁判の唯一の争点となった。裁判所に管轄権があるかという問題は当事者が何も主張しなくとも裁判所が自ら判断しなければならないからである。

「人権例外」の登場

主権免除とは、主権国家は他国の裁判権に服さないという慣習国際法の規則である。ただし、これが絶対的な規則とされていたのは19世紀のことである。やがて国家の行為を国家にしかできない「主権行為」と一般人もできる「業務管理行為」に分類し、主権行為だけに主権免除を適用する「制限免除主義」が広まった。さらに外交官が起こした交通事故のような不法行為に対する民事訴訟も主権免除の例外とする「不法行為例外」も生まれた。これらの例外はヨーロッパの国内判決から始まり、100年近くかけて全世界でほぼ認められるようになった。

そして、前世紀の終わり頃、やはりヨーロッパの裁判所で「人権例外」が議論され始めた。主権免除には国家の尊厳を守り外交関係を安定させるという利点があるとしても、一定の場合には重大な人権侵害の被害者に裁判を受ける権利を保障して人権救済を図るため、例外的に主権免除を否定しようというものである。クウェートで拷問を受けたアル・アドサニ氏は英国の裁判所にクウェート国家を提訴し、人権例外を主張した。英国裁判所は人権例外を否定して請求を却下したが、原告はさらに欧州人権裁判所に提訴した。2001年の同裁判所判決も英国裁判所の判断を支持したが、この評決は9対8の僅差だった。この時点ですでに人権例外に対する賛否が拮抗していたのである。この賛否の対立は、国家中心の古い国際法と、人権保障を国際法の目的とし個人を国際法の主体と位置づけて行こうとする新しい国際法の対立の反映である。

国際法は発展途上

戦後補償の分野でも主権免除の例外が議論されるようになった。第二次世界大戦末期に

ドイツ軍が民間人 214 人を虐殺したディストモ事件の被害者遺族らがドイツに賠償を求めた裁判で、2000 年にギリシャ最高裁はドイツの主権免除を否定して原告らの請求を認めた。イタリア最高裁も 2004 年、強制労働被害者であるフェッリーニ氏の事件で、ドイツに主権免除を認めない判断を下した。ギリシャで勝訴した原告らはイタリアの裁判所で強制執行手続を進め、イタリアにあるドイツの文化施設を差押えた。

ドイツは主権免除を認めないイタリア裁判所の行為は国際法違反だとして国際司法裁判所(ICJ)に提訴し、2012 年の ICJ 判決はドイツの主張の大部分を認めた。これで人権例外の可否を含む主権免除の問題は決着したという誤解があるが、決してそのようなものではない。

判決は、仮に「不法行為例外」が慣習国際法であるとしても「少なくとも武力紛争遂行過程における軍隊の行為には主権免除を適用するという慣習国際法が存在する」と述べた。つまり、この判決の論理によっても、武力紛争の遂行過程ではない状況の下では不法行為例外が認められる可能性がある。

また、判決が人権例外を否定した理由は、人権例外を認める国内判決や立法例はまだ少数なので、現在のところ慣習国際法と認めることはできないというものだった。したがって、将来の各国の国内判決や立法の動向次第で判断が変わり得ることになる。このように、主権免除の国際法は未だ発展の過程にある。

国際法律家声明も

ソウル中央地方法院判決はこの ICJ 判決を念頭において、日本軍「慰安婦」動員当時の朝鮮半島は戦場ではなかったことを指摘した。そのまま不法行為例外により日本の主権免除を否定することも十分に可能であったが、判決はあえて「国家の反人道的不法行為の被害者の最後の救済手段が国内裁判である場合に、被害者の裁判を受ける権利を重視して例外的に主権免除の適用を否定すべきである」として人権例外を正面から認めたのである。

日本政府はこの判決を「国際法上の主権免除の原則に違反する」と非難し、多くのメディアもこれに追随した。私たち日韓の弁護士、法学研究者 20 名は、日本ではこのような言説を克服し、韓国では 5 月以降に判決が予定された 2 次訴訟の裁判所を励ますため、「ソウル中央地方法院判決を支持する国際法律家声明」を呼びかけた。「この判決は国際法違反であるどころか、発展しつつある慣習国際法に合致し、国際法の未来を切り拓く優れた判決である。」という趣旨の声明を起案し、各国の法律家に賛同を要請した。ところが、2 次訴訟の判決が 4 月 21 日と指定され、急遽集約して 4 月 7 日に公表することになった。

そのため、日本と韓国以外ではまだ賛同人募集を開始したばかりで、不十分な結果となったが、それでも 9 か国 410 名（うち日本は 192 人）の法律家の賛同を得ることができた。国際人権法は与えられて解釈するものではなく自ら作るものであるということを実感する貴重な経験であった。

[→HOME](#)